

奈良県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 1 5 号

奈良県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の交付)

第 2 条 任命権者は、条例第 2 条に規定する書面を職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付し難いときは、内容証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 前項ただし書の場合において、書面を送達することができないときは、その旨及び当該書面に記載された事項を奈良県広域水道企業団の公報に登載することをもって交付に代えることができるものとし、登載された日から 2 週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。